

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚生労働大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

厚生労働省健康局難病対策課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省総合政策局地域学習推進課長

開催実績

第1回＜3月17日＞

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 関係者ヒアリング
 - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回＜4月12日＞

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 関係者ヒアリング
 - ・ 埼玉県（福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課）
 - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回＜4月26日＞

- 関係者ヒアリング
 - ・ Yancle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
 - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
 - ・ 弁護士 藤木和子氏
 - ・ 尼崎市（教育委員会事務局学校教育課子ども教育支援課）

第4回＜5月17日＞

- とりまとめ報告（案）